

事業事前評価表
国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第四課

1. 基本情報

国名：ミャンマー連邦共和国（ミャンマー）

案件名：人材育成奨学計画

The Project for Human Resource Development Scholarship

G/A 締結日：2020年7月10日

2. 事業の背景と必要性

（1）当該国における中核人材育成の現状・課題及び本事業の位置付け

ミャンマーにおいては、各開発課題を取扱う政府機関・関連省庁の職員・組織・制度・財政等の能力・体制が、取り組むべき課題に比して総じて不足しているという現状がある。いずれの援助重点分野においても、行政能力の向上と制度構築が課題であり、その中核となる行政官等の育成が期待されている。

「人材育成奨学計画」（以下、「本事業」という。）は、ミャンマーの開発政策の以下の重点項目に関連する行政官の育成を、特に支援するものである。

1）経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援

2011年の民政移管後、ミャンマー政府は、民主化、対外開放、経済自由化路線を推進し、2014年に2030年までの長期的視点に立った「国家総合開発計画」（National Comprehensive Development Plan。以下「NCDP」という。）を策定した。NCDPでは、発展的・多角的・持続可能な経済の構築と人間を中心に置いた包括的な経済成長の保証を2つの長期目標とし、目標達成に向け取り組むべき戦略として、統治と制度の強化や人材育成が掲げられている。2017年7月に発表された「公務員改革戦略行動計画（2017-2020）」においても、行政組織における人材の能力強化が重要課題として位置付けられ、本事業はその課題への対応として位置付けられる。

2）国民の生活向上のための支援および持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援

2018年8月にはミャンマー政府は「ミャンマー持続可能な開発計画」（Myanmar Sustainable Development Plan（2018-2030）。以下「MSDP」という。）を発表した。MSDPでは、①平和と国民和解、安全とグッド・ガバナンス、②経済的安定、③雇用創出と民間セクター主導の成長、④人的資源と21世紀に向けた社会の発展、⑤天然資源と国家繁栄のための環境の5つの目標を掲げ、その実現には、あらゆるレベルの政府組織の能力強化が必要であり、行政サービスの近代化や行政官の育成への投資が重要である旨言及されおり、本事業はその課題への対応として位置付けられる。

（2）中核人材育成に対する我が国及びJICAの協力方針等と本事業の位置付け

「対ミャンマー連邦共和国経済協力方針」（2012年4月）では、ミャンマーの民主化および国民和解、持続的発展に向けて、急速に進む同国の幅広い分野における改革努力を後押しするため、「国民の生活向上のための支援」、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」、「持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援」を重点分野として定めており、本事業は、本方針に基づき、以下三つの優先分野と開発課題を設定しており、我が国及びJICAの協力方針との整合性が認められる。

1) 国民の生活向上のための支援：開発課題として、「農業・農村開発」、「防災」、「保健行政／政策」が含まれる。

2) 経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援：開発課題として、「法律」、「公共政策／行政」、「経済／経営」、「国際関係」、「教育開発・計画」が含まれる

3) 持続的経済成長のために必要なインフラや制度の整備等の支援：開発課題として「ICT」、「運輸／交通」、「電力／エネルギー」、「都市開発計画」が含まれる。

(3) 他の援助機関の対応

当国において類似事業を実施する主なドナーとして、タイ、シンガポール、オーストラリア、中国、韓国等が挙げられる。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、ミャンマー政府の中枢において活躍し得る若手行政官等が本邦大学院において学位（修士・博士）を取得することを支援することにより、当国の開発課題解決のための人材の育成及び我が国と当国政府との人的ネットワークの構築を図り、もって当国の開発課題の解決及び人材面からの二国間関係の強化に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

該当なし。

(3) 事業内容

本事業は、中央政府の若手行政官等を対象に1期あたり最大48名（修士課程44名、博士課程4名）の留学生が、本邦大学院において、ミャンマーにおける優先開発課題の分野での知識の習得を目的として留学するのに対して、必要な経費を支援するもの。また、優先課題へより具体的に対応するべく4期分の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を同期間継続的に実施する。なお、本年はその第4年次事業として実施するものである。

(4) 総事業費

627百万円（概算協力額（日本側）：627百万円、ミャンマー側：0円）

(5) 事業実施期間

2020年7月～2025年3月を予定（計57カ月）。

(6) 事業実施体制

本事業の円滑な実施のために、ミャンマーにおいて調整委員会を設置する。調整委員会は、以下のとおり、ミャンマー政府関係者及び日本側関係者で構成し、主に次年度の方針に係る協議への参加や留学生最終候補者の決定等を行う。

調整委員会の構成：教育省、投資対外経済関係省、外務省、在ミャンマー日本国大使館、JICA ミャンマー事務所

(7) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動：

「JICA 開発大学院連携」により提供されるプログラムの受講を奨励することで、日本の開発経験を学ぶ機会を提供し、将来、国の発展を担うリーダー候補者や、各分野の開発課題の解決を推進しうる行政官の育成を目指す。

2) 他援助機関等の援助活動：特になし。

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項：特になし。

3) ジェンダー分類：

【対象外】「(GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件」

<活動内容/分類理由>

本事業において、ジェンダー主流化のための直接の活動は予定されていないが、女性行政官の人材育成ニーズを踏まえた支援の検討を行う。

(9) その他特記事項：特になし。

4. 事業効果

(1) 定量的効果

| 指標名 | 基準値（2020年） | 目標値（2026年） |
|----------------------------|------------|------------|
| 留学する学生数（人）：修士 | 0 | 44 |
| 留学する学生数（人）：博士 ¹ | 0 | 4 |
| 留学生の学位取得率（%） ² | 0 | 95 |

(2) 定性的効果

¹ 博士課程については、原則として過去に本事業で修士学位を取得したものの中から複合的な条件に合致する人材がいる場合のみ受け入れる。

² 学位取得率については、4期分の計画（3.（3）事業内容参照）全体における目標値とする。また、「5.（2）外部条件」に記載する外部条件が得られないことにより達成できなかった事例については母数に含めない。

- ・ 本事業の実施により、若手行政官等が我が国において学位（修士・博士）を取得し、各対象分野の課題解決に資する専門知識等を習得する。
- ・ これら若手行政官等が帰国後、課題解決のための計画策定、政策立案に貢献し、所属組織等においてリーダーシップを発揮することで、当該組織が機能強化される。
- ・ 留学生受入れによる、二国間の相互理解及び友好親善関係の構築、受入大学等の国際競争力の強化、国際的な知的ネットワークの強化に資する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件：特になし。

(2) 外部条件

- ・ ミャンマー政府の人材育成に対する政策が変更されない。
- ・ 留学生本人が病気や事故等のトラブルにあわずに勉学を全うできる。
- ・ 留学生が帰国後に所属先を離職しない。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

ミャンマーでは 2002 年度に「人材育成奨学計画」を開始し、現在までに 509 名が本邦へ留学している。帰国留学生が各省幹部として活躍しているとして、ミャンマー側からも本事業の貢献が高く評価されている。

過去の本事業では、受入分野・受入大学等を年度ごとに計画策定しており、中長期的な戦略をもって留学生を受け入れることが困難な面があった。2008 年度以降の本事業においては、事業効果はその国の発展により直接的に繋げることを可能とするべく、協力準備調査を実施して優先課題を特定し、当該課題に対応できるよう 4 期の計画を事前に策定し、同一大学にてより戦略的・効果的な受入を実施するようにしている。

7. 評価結果

本事業は、ミャンマーの開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力量針・分析に合致し、当国の取り組むべき開発課題における政策運営能力の強化並びに当国政府との人的ネットワーク構築に資するものである。また、SDGs ゴール 4「万人の包摂的かつ公正な質の高い教育の確保」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後のモニタリング計画

(1) 今後の評価に用いる指標

4. のとおり。

(2) 今後のモニタリング取りまとめ時期

4. (1) に記載の目標年。ただし、定性的効果については、4 年に 1 度調査を行い、取りまとめる。

以 上